

マドリッド協定議定書個別手数料一覧表

2021年10月11日現在

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
アイスランド (2021.1.13日)	1類まで	224	1類まで	224
	1類を超えた1類毎に	48	1類を超えた1類毎に	48
	団体商標 1類まで	224	団体商標 1類まで	224
	1類を超えた1類毎に	48	1類を超えた1類毎に	48
アイルランド (2015.7.4日)	1類まで	257	1類まで	262
	1類を超えた1類毎に	73	1類を超えた1類毎に	131
アフリカ知的所有権機関(OAPI) (2018.9.9日)	3類まで	704	1類まで	880
	3類を超えた1類毎に	144	1類を超えた1類毎に	176
			6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 追加手数料(類の数によらない)	229
アルメニア (2020.12.16日)	1類まで	187	1類まで	187
	1類を超えた1類毎に	19	1類を超えた1類毎に	19
アンティグア・バーブーダ(2021.1.3日)	類の数によらない	220	類の数によらない	102
イスラエル (2021.3.7日)	1類まで	442	1類まで	788
	1類を超えた1類毎に	332	1類を超えた1類毎に	665
イタリア (2015.7.4日)	1類まで	95	1類まで	63
	1類を超えた1類毎に	32	1類を超えた1類毎に	32
	団体商標 類の数によらない	318	団体商標 類の数によらない	191
インド(2020.8.10日)	1類毎に	124	1類毎に	124
インドネシア (2021.1.3日)	1類毎に	125	1類毎に	156
			6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 1類毎に	313
ウクライナ (2011.9.18日)	3類まで	429	類の数によらない	429
	3類を超えた1類毎に	86		
ウズベキスタン (2011.9.18日)	1類まで	1,028	1類まで	514
	1類を超えた1類毎に	103	1類を超えた1類毎に	51
	団体商標 1類まで	1,543	団体商標 1類まで	1,028
	1類を超えた1類毎に	154	1類を超えた1類毎に	103
英国 ※1 (2016.12.10日)	1類まで	227	1類まで	252
	1類を超えた1類毎に	63	1類を超えた1類毎に	63
エストニア (2015.5.11日)	1類まで	151	類の数によらない	188
	1類を超えた1類毎に	47		
	団体商標 1類まで	203	団体商標 類の数によらない	235
	1類を超えた1類毎に	47		
欧州連合 (2016.4.25日)	1類まで	897	1類まで	897
	2類目	55	2類目	55
	2類を超えた1類毎に	164	2類を超えた1類毎に	164
	団体商標又は証明商標 1類まで	1,531	団体商標又は証明商標 1類まで	1,531
	2類目	55	2類目	55
	2類を超えた1類毎に	164	2類を超えた1類毎に	164
オーストラリア(2020.11.7日)	1類毎に	263	1類毎に	263
オマーン (2011.6.9日)	1類毎に	484	1類毎に	727
	団体商標又は証明商標 1類毎に	1,211	団体商標又は証明商標 1類毎に	1,453
ガーナ(2015.8.10日)	1類毎に	379	1類毎に	370
ガンジー ※1 (2021.9.1日)	1類まで	255	1類まで	255
	1類を超えた1類毎に	25	1類を超えた1類毎に	25

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
シント・マールテン島 (2014.12.13ヨリ)	3類まで	298	3類まで	298
	3類を超えた1類毎に	31	3類を超えた1類毎に	31
	団体商標		団体商標	
	3類まで	593	3類まで	593
	3類を超えた1類毎に	61	3類を超えた1類毎に	61
ジンバブエ (2016.1.7ヨリ)	1類まで	97	1類毎に	78
	1類を超えた1類毎に	58		
スイス (2014.1.1ヨリ)	3類まで	450	類の数によらない	500
	3類を超えた1類毎に	50		
スウェーデン (2020.6.29ヨリ)	1類まで	226	1類まで	226
	1類を超えた1類毎に	89	1類を超えた1類毎に	89
タイ(2017.11.7ヨリ)	1類毎に	418	1類毎に	522
タジキスタン (2021.4.15ヨリ)	1類まで	274	1類まで	274
	1類を超えた1類毎に	21	1類を超えた1類毎に	21
中国 (2011.11.6ヨリ)	1類まで	249	1類まで	498
	1類を超えた1類毎に	125	1類を超えた1類毎に	249
	団体商標			
	1類まで	747		
	1類を超えた1類毎に	374		
チュニジア (2020.4.27ヨリ)	1類まで	207	1類まで	270
	1類を超えた1類毎に	41	1類を超えた1類毎に	62
デンマーク (2019.7.1ヨリ)	1類まで	302	1類まで	302
	2類目	30	2類目	30
	2類を超えた1類毎に	91	2類を超えた1類毎に	91
トリニダード・トバゴ (2021.1.12ヨリ)	1類まで	191	類の数によらない	191
	1類を超えた1類毎に	20		
トルクメニスタン (2020.11.17ヨリ)	1類まで	228	1類まで	456
	1類を超えた1類毎に	91	1類を超えた1類毎に	228
トルコ (2021.1.21ヨリ)	1類まで	59	類の数によらない	58
	1類を超えた1類毎に	12		
ニュージーランド(2020.2.13ヨリ)	1類毎に	63	1類毎に	126
ノルウェー (2020.6.29ヨリ)	3類まで	216	3類まで	244
	3類を超えた1類毎に	61	3類を超えた1類毎に	94
	団体商標		団体商標	
	3類まで	216	3類まで	244
	3類を超えた1類毎に	61	3類を超えた1類毎に	94
パキスタン(2021.5.24ヨリ)	1類毎に	94	1類毎に	83
パーレーン (2016.9.7ヨリ)	1類毎に	1,710	1類毎に	1,710
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	1類毎に	2,105	1類毎に	2,105
フィリピン(2017.3.5ヨリ)	1類毎に	116	1類毎に	178
フィンランド (2017.8.1ヨリ)	1類まで	243	1類まで	243
	1類を超えた1類毎に	108	1類を超えた1類毎に	108
	団体商標		団体商標	
	1類まで	324	1類まで	324
	1類を超えた1類毎に	108	1類を超えた1類毎に	108
ブラジル (2020.7.18ヨリ)	第1段階(出願料相当分)		1類毎に 6ヶ月の猶予期間中の更新の場合	193
	1類毎に	75		
	第2段階(登録料相当分)※2		1類毎に	292
	1類毎に	135		
ブルガリア (2015.7.4ヨリ)	3類まで	327	3類まで	161
	3類を超えた1類毎に	21	3類を超えた1類毎に	32
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	3類まで	595	3類まで	322
	3類を超えた1類毎に	54	3類を超えた1類毎に	64

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
ブルネイ (2017.7.3ヨリ)	1類まで	196	1類毎に	143
	1類を超えた1類毎に	107		
米国(2021.2.18ヨリ)	1類毎に	460	1類毎に	276
ベトナム(2021.1.3ヨリ)	1類毎に	142	1類毎に	126
ベネルクス (オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ) (2019.1.1ヨリ)	1類まで	266	1類まで	287
	2類目	29	2類目	32
	2類を超えた1類毎に	89	2類を超えた1類毎に	97
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	1類まで	413	1類まで	524
(2019.1.1ヨリ)	2類目	46	2類目	59
	2類を超えた1類毎に	139	2類を超えた1類毎に	177
	3類まで	600	類の数によらない	700
3類を超えた1類毎に	50			
ボネール島、シント・ユースタティウス島、 サバ島 (2011.4.5ヨリ)	3類まで	195	3類まで	319
	3類を超えた1類毎に	20	3類を超えた1類毎に	56
	団体商標		団体商標	
	3類まで	279	3類まで	581
(2011.4.5ヨリ)	3類を超えた1類毎に	20	3類を超えた1類毎に	56
	1類毎に	259	1類毎に	236
マレーシア(2019.12.27ヨリ)	1類毎に	132	1類毎に	127
メキシコ(2020.8.10ヨリ)	1類毎に	132	1類毎に	127
モルドバ (2015.7.4ヨリ)	1類まで	252	1類まで	262
	1類を超えた1類毎に	52	1類を超えた1類毎に	52
	団体商標		団体商標	
	1類まで	304	1類まで	419
(2015.7.4ヨリ)	1類を超えた1類毎に	52	1類を超えた1類毎に	52
	1類まで	250	1類まで	250
モロッコ(2018.7.13ヨリ)	1類まで	250	1類まで	250
1類を超えた1類毎に	50	1類を超えた1類毎に	50	
	1類まで	108	1類まで	108
ラオス(2021.5.19ヨリ)	1類まで	108	1類まで	108
1類を超えた1類毎に	77	1類を超えた1類毎に	77	
	第1段階(出願料相当分)	97	1類毎に	331
1類を超えた1類毎に				
第2段階(登録料相当分)※2	73	1類毎に	331	
				1類毎に
(2021.5.29ヨリ)	241			

※1 ガーンジーを指定する国際出願、国際登録の事後指定及び国際登録の更新については、ガーンジーの個別手数料をご確認ください。

※2 キューバ、日本、ブラジルは個別手数料の二段階納付制をとっているため、国際登録出願・事後指定時に個別手数料の第一段階部分、各指定国官庁の審査を経て標章の保護が認められた後に国際事務局へ個別手数料の第二段階部分の支払いが必要です。個別手数料の第二段階部分の納付がない場合には、これらの国の指定が取り消されてしまいますので、ご注意ください。

注)最新情報はWIPOのホームページでご確認ください。

<http://www.wipo.int/madrid/en/fees/index.html>

お問い合わせ先:特許庁国際意匠・商標出願室 電話:03-3581-1101(代) 内線2671, 2672 FAX:03-3580-8033
--